

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成26年12月4日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂もみのき第1地区建築協定

2 申請者の氏名

仲 正行

3 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目21番地1,21番地2,21番地4から21番地8まで,21番地10,21番地12から21番地14まで,22番地1,22番地4,22番地5,22番地7,22番地8,22番地13,22番地14,23番地11,23番地19,23番地21,23番地23,23番地26,23番地28,23番地31から23番地37まで,23番地39,23番地45,23番地46,28番地1,28番地8から28番地12まで,28番地15,28番地16,28番地22,30番地22から30番地48まで,30番地50,30番地51,31番地1から31番地3まで,31番地5,31番地15から31番地18まで,33番地1から33番地17まで,34番地1,34番地10,34番地19,34番地20,34番地22から34番地25まで,34番地28から34番地34まで,34番地37から34番地39まで,34番地41及び34番地42

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目21番地3,21番地9,21番地11,22番地2,22番地3,22番地6,22番地9から22番地12まで,22番地15,23番地1,23番地2,23番地9,23番地10,23番地20,23番地22,23番地24,23番地25,23番地27,23番地29,23番地38,23番地40から23番地42まで,23番地44,28番地13,28番地14,28番地17から28番地21まで,30番地1,30番地49,31番地4,31番地6から31番地14まで,34番地18,34番地21,34番地26,34番地27,34番地35,34番地36及び34番地40

5 建築協定の事項

建築物の敷地，位置，構造，用途，形態，意匠及び建築設備

6 協定の期間

10 年間

7 認可年月日及び番号

平成 26 年 12 月 4 日付け第 13-001 号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし，正午から午後 1 時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)